NJS 環境経営工学研究所

市町村合併後における水道料金の統一状況（平成19年4月1日現在）：中部地方

注）基本水量、基本料金は家庭用又はφ13mmの場合

合併前			合併後（現在）														
													当面統一しない場合の統一時期				
都道府県	市町村コード	旧市町村	市町村コード	新市町村	合併年月日	基本水量（m3/月）	基本料金（税込）（円/月）	従量単価の逓増率（最大/最小）	備考	合併時に統一	統一しない	当面統一しない	H19年度当初まで（統一済）	H19年度を予定	H20年度以降を予定	未定
新潟県	15201	新潟市	15201	新潟市	H17.3.21	－	924	4.6	新潟市の料金制度に統一。ただし，H19年度まで合併に伴う経過措置が適用される。			1			1	
新潟県	15207	新津市														
新潟県	15220	白根市														
新潟県	15221	豊栄市														
新潟県	15321	小須戸町														
新潟県	15323	横越町														
新潟県	15324	亀田町														
新潟県	15341	岩室村														
新潟県	15346	西川町														
新潟県	15348	味方村														
新潟県	15349	潟東村														
新潟県	15350	月潟村														
新潟県	15351	中之口村														
新潟県	15201	新潟市	15201	新潟市	H17.10.10	－	924	4.6	新潟市の制度に統一。ただし，合併前の使用料と比較して高くなる場合は，合併年度とそれに続く2ヶ年度は段階的に調整する。			1			1	
新潟県	15345	巻町														
新潟県	15202	長岡市	15202	長岡市	H17.4.1	10	1,711	1.2	新基準を創設し統一する。ただし，合併後3年から5年を目途とする。			1			1	
新潟県	15364	中之島町														
新潟県	15401	越路町														
新潟県	15402	三島町														
新潟県	15421	山古志村														
新潟県	15502	小国町				10	1,575	1.0								
新潟県	15204	三条市	15204	三条市	H17.5.1	8	955	1.1	新市発足時に、三条市の例により統合する。	1						
新潟県	15362	下田村														
新潟県	15363	栄町														
新潟県	15205	柏崎市	15205	柏崎市	H17.5.1	－	766	1.0	合併後5年以内に柏崎市の料金制度に統一する。			1			1	
新潟県	15501	高柳町				10	2,100	1.0								
新潟県	15505	西山町														
新潟県	15206	新発田市	15206	新発田市	H17.5.1	20	2,226	1.4			1					
新潟県	15308	加治川村														
新潟県	15309	紫雲寺町				20	3,675	1.7								
新潟県	15210	十日町市	15210	十日町市	H17.4.1	20	1,585	1.0	十日町地域、川西地域、松代地域及び松之山地域は、十日町市の例による。中里地域は、現状どおりとするが、未普及地の解消に努めつつ5年後に料金を調整する。			1			1	
新潟県	15481	川西町				20	1,585	1.0								
新潟県	15483	中里村				20	1,365	1.0								
新潟県	15523	松代町				20	1,585	1.0								
新潟県	15524	松之山町				20	1,585	1.0								
新潟県	15216	糸魚川市	15216	糸魚川市	H17.3.19	10	745	1.0	当分の間現状のままとし、合併後に調査研究していく。			1				1
新潟県	15562	能生町				10	1,260	1.0								
新潟県	15563	青海町				10	766	1.0								
新潟県	15217	新井市	15217	妙高市	H17.4.1	10	997	2.0			1					
						10	1,732	1.0								
新潟県	15545	妙高高原町				10	1,155	2.1								
新潟県	15547	妙高村				10	1,575	1.1								
新潟県	15222	上越市	15222	上越市	H17.1.1	5	1,071	4.5	合併後5年以内に料金を統一する。ただし、統一の方法は旧町村の事業ごとの経営状況を十分精査し、市の財政状況を勘案の上、逐次事業ごとに実施する			1			1	
						5	1,071	5.1								
新潟県	15521	安塚町				10	2,000	1.2								
新潟県	15522	浦川原村				10	2,100	1.0								
新潟県	15525	大島村				10	2,350	1.0								
新潟県	15526	牧村				10	2,625	1.0								
新潟県	15541	柿崎町				10	2,058	1.2								
新潟県	15542	大潟町				5	1,071	4.5								
新潟県	15543	頸城村				10	1,785	1.1								
新潟県	15544	吉川町				10	2,310	1.5								
新潟県	15546	中郷村				10	2,415	1.0								
新潟県	15548	板倉町				－	525	1.0								
新潟県	15549	清里村				5	1,071	4.5								
新潟県	15550	三和村				10	2,100	1.1								
新潟県	15561	名立町				5	1,071	4.5								

NJS 環境経営工学研究所

市町村合併後における水道料金の統一状況（平成19年4月1日現在）：中部地方

注）基本水量、基本料金は家庭用又はφ13mmの場合

合併前			合併後（現在）														
													当面統一しない場合の統一時期				
都道府県	市町村コード	旧市町村	市町村コード	新市町村	合併年月日	基本水量（m3/月）	基本料金（税込）（円/月）	従量単価の逓増率（最大/最小）	備考	合併時に統一	統一しない	当面統一しない	H19年度当初まで（統一済）	H19年度を予定	H20年度以降を予定	未定
新潟県	15219	両津市	15224	佐渡市	H16.3.1	10	1,774	1.2	両津市・相川町・小木町・羽茂町は現行のとおりとし，赤泊村は別に定める。その他の区域は合併時に統一する。		1					
新潟県	15601	相川町				10	1,837	1.0								
新潟県	15602	佐和田町				10	1,627	1.0								
新潟県	15603	金井町				10	1,470	1.0								
新潟県	15604	新穂村				8	1,050	1.0								
新潟県	15605	畑野町				10	1,785	1.0								
新潟県	15606	真野町				10	1,785	1.0								
新潟県	15607	小木町				－	945	3.6								
新潟県	15608	羽茂町				10	1,900	1.0								
新潟県	15609	赤泊村				10	1,780	1.0								
新潟県	15442	堀之内町	15225	魚沼市	H16.11.1	10	1,575	1.0			1					
新潟県	15443	小出町				10	1,010	1.0								
新潟県	15444	湯之谷村				10	1,365	1.0								
新潟県	15445	広神村				10	1,470	1.0								
新潟県	15446	守門村				10	1,050	1.0								
新潟県	15447	入広瀬村				10	735	1.0								
新潟県	15463	六日町	15226	南魚沼市	H16.11.1	10	2,415	1.0		1						
新潟県	15464	大和町														
新潟県	15226	南魚沼市	15226	南魚沼市	H17.10.1	10	2,415	1.0		1						
新潟県	15462	塩沢町														
新潟県	15381	津川町	15385	阿賀町	H17.4.1	8	1,260	1.0			1					
新潟県	15382	鹿瀬町				10	1,575	1.0								
新潟県	15383	上川村				10	1,575	1.0								
						－	105	1.0								
新潟県	15384	三川村				10	1,080	0.7								
新潟県	15310	中条町	15227	胎内市	H17.9.1	10	1,785	1.0	現行のとおりとする。ただし算定方法の端数処理は合併後、黒川村の例により統一する。		1					
						10	400	1.0								
新潟県	15311	黒川村				10	1,260	1.0								
新潟県	15218	五泉市	15218	五泉市	H18.1.1	－	1,360	1.2	当分の間、現行のとおりとする。			1				1
新潟県	15322	村松町				10	1,200	1.2								
新潟県	15202	長岡市	15202	長岡市	H18.1.1	10	1,711	1.2	新基準を創設し統一する。ただし，合併後3年から5年を目途とする。			1			1	
新潟県	15215	栃尾市				10	1,575	1.0								
新潟県	15403	与板町														
新潟県	15404	和島村														
新潟県	15406	寺泊町														
新潟県	15213	燕市	15213	燕市	H18.3.20	10	787	1.0	合併前の従来料金を適用。		1					
新潟県	15343	分水町				10	1,050	1.0								
新潟県	15344	吉田町				10	955	1.0								

NJS 環境経営工学研究所

市町村合併後における水道料金の統一状況（平成19年4月1日現在）：中部地方

注）基本水量、基本料金は家庭用又はφ13mmの場合

合併前			合併後（現在）													
													当面統一しない場合の統一時期			
都道府県	市町村コード	旧市町村	市町村コード	新市町村	合併年月日	基本水量（m3/月）	基本料金（税込）（円/月）	従量単価の逓増率（最大/最小）	備考	合併時に統一	統一しない	当面統一しない	H19年度当初まで（統一済）	H19年度を予定	H20年度以降を予定	未定
富山県	16201	富山市	16201	富山市	H17.4.1	10	861	1.5	旧富山市の料金体系に統一（旧大沢野町の簡易水道、旧山田村の小規模水道を除く）。ただし、新市の料金の計算結果が旧町村料金を上回る場合、H19年度まで軽減措置を講じる。メータ使用料は合併時に廃止。	1						
富山県	16301	大沢野町														
富山県	16302	大山町														
富山県	16361	八尾町														
富山県	16362	婦中町														
富山県	16363	山田村														
富山県	16364	細入村														
富山県	16202	高岡市	16202	高岡市	H17.11.1	10	1,291	1.1	合併時に高岡市の例により統一。ただしH20年度まで軽減措置を講じる。H20年度までに新市の料金体系を検討する。	1						
富山県	16422	福岡町														
富山県	16208	砺波市	16208	砺波市	H16.11.1	－	1,050	4.1	水道使用料及び加入金（分岐負担金）は、それぞれ現行のまま引き継ぎ、漸次調整する。			1				1
富山県	16405	庄川町				10	1,260	1.0								
富山県	16401	城端町	16210	南砺市	H16.11.1	10	1,627	1.0	H17年4月より統一料金に改定。			1	1			
富山県	16402	平村														
富山県	16403	上平村														
富山県	16404	利賀村														
富山県	16406	井波町														
富山県	16407	井口村														
富山県	16408	福野町														
富山県	16421	福光町														
富山県	16203	新湊市	16211	射水市	H17.11.1	10	1,548	1.2		1						
富山県	26381	小杉町														
富山県	16382	大門町														
富山県	16384	大島町														
富山県	16383	下村														
富山県	16207	黒部市	16207	黒部市	H18.3.31	10	451	1.0	現行のとおり新市に引き継ぐ							
富山県	16341	宇奈月町				－	－	－								
石川県	17202	七尾市	17202	七尾市	H16.10.1	8	1,201	1.0	H19年3月までは合併前の料金体系。H19年4月以降は統一料金。			1		1		
石川県	17401	田鶴浜町				10	1,680	1.0								
石川県	17403	中島町				10	1,940	1.0								
石川県	17405	能登島町				－	－	－								
石川県	17206	加賀市	17206	加賀市	H17.10.1	8	1,155	1.0	一般用は、合併時は現行のとおりとし、事業計画及び財政計画に基づきH18年度以降段階的に見直し、H21年度を目途に統一。			1			1	
石川県	17301	山中町				10	724	1.0								
石川県	17362	高松町	17209	かほく市	H16.3.1	8	1,365	1.1	合併時に統一。ただし、量水器使用料は徴収しない。	1						
石川県	17363	七塚町														
石川県	17364	宇ノ気町														
石川県	17208	松任市	17210	白山市	H17.2.1	10	876	1.5	上水道は、合併後3年を目途に調整する。ただし、それまでの間は現行のとおり。白山ろく5村公営簡易水道事業等は、合併後3年を目途に調整する。ただし、それまでの間は現行のとおり。また、地方公営企業法の適用を受ける松任市の事業は上水道に準じる。			1			1	
石川県	17342	美川町				10	892	1.0								
石川県	17343	鶴来町				10	945	1.0								
石川県	17345	河内村				10	210	1.0								
石川県	17346	吉野谷村				15	157	3.0								
石川県	17347	鳥越村				10	420	1.0								
石川県	17348	尾口村				－	210	2.5								
石川県	17349	白峰村				－	204	1.0								
石川県	17321	根上町	17211	能美市	H17.2.1	－	315	1.0		1						
石川県	17322	寺井町														
石川県	17323	辰口町														
石川県	17384	志賀町	17384	志賀町	H17.9.1	10	1,575	1.0	合併年度及びこれに続く4年度は現行のとおりとし、更に続く5年度は別表の新料金体系、その後は志賀町の例に調整する。			1			1	
石川県	17382	富来町				10	2,415	1.0								
石川県	17383	志雄町	17386	宝達志水町	H17.3.1	－	－	－	現行のとおり新町に引き継ぐ。H20年度までに新たな水道料金を決定する。料金は不明。			1			1	
石川県	17385	押水町				－	－	－								
石川県	17402	鳥屋町	17407	中能登町	H17.3.1	10	1,300	1.0	H17年4月から統一。			1	1			
石川県	17404	鹿島町														
石川県	17406	鹿西町														
石川県	17204	輪島市	17204	輪島市	H18.2.1	10	1,550	1.0	上水道料金及び量水器使用料は、合併後5年を目途に調整する。ただし、簡易水道は合併後新市において調整する。			1			1	
石川県	17462	門前町				8	1,711	1.0								
						10	1,550	1.0								
						10	1,310	1.0								
						7	1,550	1.0								

NJS 環境経営工学研究所

市町村合併後における水道料金の統一状況（平成19年4月1日現在）：中部地方

注）基本水量、基本料金は家庭用又はφ13mmの場合

合併前			合併後（現在）														
													当面統一しない場合の統一時期				
都道府県	市町村コード	旧市町村	市町村コード	新市町村	合併年月日	基本水量（m3/月）	基本料金（税込）（円/月）	従量単価の逓増率（最大/最小）	備考	合併時に統一	統一しない	当面統一しない	H19年度当初まで（統一済）	H19年度を予定	H20年度以降を予定	未定
福井県	18205	大野市	18205	大野市	H17.11.7	10	1,575	1.3	和泉村営簡易水道については、大野市営簡易水道として引き継ぎ、従量制による料金徴収を行う。料金徴収にあたっては、激変緩和措置として施設整備終了後3ヶ年は、暫定料金とする。			1			1	
						10	895	1.0								
						10	1,092	1.0								
						10	494	1.0								
福井県	18342	和泉村				10	1,050	1.0								
						10	1,575	1.3								
						10	1,174	1.0								
						10	544	1.0								
福井県	18362	芦原町	18208	あわら市	H16.3.1	10	1,050	1.0		1						
福井県	18363	金津町														
福井県	18401	南条町	18404	南越前町	H17.1.1	10	1,155	1.1	合併後3年間は現行のとおりとし，その後3年を目処に統一する。			1			1	
福井県	18402	今庄町				10	1,260	1.2								
福井県	18403	河野村				10	900	1.0								
福井県	18421	朝日町	18423	越前町	H17.2.1	10	1,260	1.0	合併時に統一する。ただし、合併する年度については旧町村の例による。なお、経過措置を設けている地区は現行のとおり新町に引き継ぐ。	1						
福井県	18422	宮崎村														
福井県	18423	越前町														
福井県	18425	織田町														
福井県	18441	三方町	18501	若狭町	H17.3.31	10	1,260	1.2	現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後3年度を目途に統一。地元管理の区域は新町において調整。			1			1	
						15	1,522	1.0								
福井県	18461	上中町				均一¥1250										
						20	840	1.0								
						－	525	1.0								
						10	315	1.5								
福井県	18203	武生市	18209	越前市	H17.10.1	10	682	1.4	武生市の例により統一。ただし水源変更時には料金を改定する。	1						
福井県	18381	今立町														
福井県	18201	福井市	18201	福井市	H18.2.1	10	871	2.3		1						
福井県	18302	美山町														
福井県	18424	越廼村														
福井県	18426	清水町														
福井県	18321	松岡町	18322	永平寺町	H18.2.13	10	1,050	1.0			1					
福井県	18322	永平寺町				10	1,575	1.0								
福井県	18323	上志比村				20	1,890	1.0								
福井県	18462	名田庄村	18483	おおい町	H18.3.3	10	1,000	1.0	現行のとおり新町に引継ぎ、合併後3年を目途に料金改定を行い統一する			1			1	
福井県	18482	大飯町				10	1,000	1.0								
福井県	18361	三国町	18210	坂井市	H18.3.20	10	945	1.0		1						
福井県	18364	丸岡町														
福井県	18365	春江町														
福井県	18366	坂井町														

NJS 環境経営工学研究所

市町村合併後における水道料金の統一状況（平成19年4月1日現在）：中部地方

注）基本水量、基本料金は家庭用又はφ13mmの場合

合併前			合併後（現在）														
													当面統一しない場合の統一時期				
都道府県	市町村コード	旧市町村	市町村コード	新市町村	合併年月日	基本水量（m3/月）	基本料金（税込）（円/月）	従量単価の逓増率（最大/最小）	備考	合併時に統一	統一しない	当面統一しない	H19年度当初まで（統一済）	H19年度を予定	H20年度以降を予定	未定
山梨県	19205	山梨市	19205	山梨市	H17.3.22	10	945	1.3	上水道は、当面現行のとおりとし、峡東地域広域水道企業団からの受水を見据えながら、見直しを行う。簡易水道は、当面現行のとおりとし、統合などに併せ随時見直しを行う。			1				1
山梨県	19302	牧丘町				10	1,207	1.4								
山梨県	19303	三富村				10	577	1.0								
山梨県	19386	八田村	19208	南アルプス市	H15.4.1	10	882	1.4				1	1			
山梨県	19387	白根村														
山梨県	19388	芦安村														
山梨県	19389	若草村														
山梨県	19390	櫛形村														
山梨県	19391	甲西町														
山梨県	19402	明野村	19209	北杜市	H16.11.1	10	840	2.2	当面現行のとおりとするが、新市においてできる限り早期に統一を図る。			1				1
山梨県	19403	須玉町				－	210～861	1.6								
山梨県	19404	高根町				10	1,470	1.0								
山梨県	19405	長坂町				－	735	2.5								
山梨県	19406	大泉村				10	682	3.1								
山梨県	19408	白州町				10	525	1.0								
山梨県	19409	武川村				－	－	－								
山梨県	19381	竜王町	19210	甲斐市	H16.9.1	10	630	1.7	当面の間旧3町の料金を基本とする。			1				1
山梨県	19382	敷島町				10	630	1.0								
山梨県	19401	双葉町				10	840	1.6								
山梨県	19301	春日居町	19211	笛吹市	H16.10.12	10	945	1.0	当面現行のとおりとし、新市において策定する事業計画に基づき統一を図る。			1				1
山梨県	19321	石和町				10	819	1.4								
山梨県	19322	御坂町				10	1,050	1.0～1.5								
山梨県	19323	一宮町				10	210～892	1.0～1.5								
山梨県	19324	八代町				10	787	1.5								
山梨県	19325	境川村				10	525	1.8								
山梨県	19345	下部町	19365	身延町	H16.9.13	10	420	1.0	現行のまま新町に移行し、合併後5年を目途に統一的な料金体系の構築に向けて検討。メーター使用料は中富町の例により統一。			1			1	
						10	840	1.0								
山梨県	19363	中富町				10	735	1.0								
山梨県	19365	身延町				10	987	1.0								
						10	500	1.0								
						10	600	1.0								
山梨県	19426	河口湖町	19430	富士河口湖町	H15.11.15	10	260	1.0	現行のとおりとする		1					
山梨県	19427	勝山村				10	420	1.0								
山梨県	19428	足和田村				10	525	1.0								
山梨県	19342	三珠町	19346	市川三郷町	H17.10.1	－	－	－	現行のとおり新町に引継ぎ、合併後5年を目途に料金を統一する。	あいえうお		1			1	
山梨県	19343	市川大門町				10	630	1.0								
山梨県	19344	六郷町				－	－	－								
山梨県	19203	塩山市	19213	甲州市	H17.11.1	10	945	1.2	当面の間現行のとおり。			1				1
山梨県	19304	勝沼町				10	840	1.0								
山梨県	19305	大和村				10	800	1.8								
山梨県	19328	豊富村	19214	中央市	H18.2.20	－	－	－	現行のまま新市に引き継ぐ。	あいえうお	1					
山梨県	19383	玉穂町				－	－	－								
山梨県	19385	田富町				10	840	1.0								
山梨県	19430	富士河口湖町	19430	富士河口湖町	H18.3.1	10	262	1.0	現行のとおりとするが、統一に向けて検討する。			1				1
						10	420	1.0								
						10	525	1.0								
山梨県	19341	上九一色村				10	1,050	1.0								
山梨県	19201	甲府市	19201	甲府市	H18.3.1	－	1,144	3.2		1						
山梨県	19326	中道町														
山梨県	19341	上九一色村														
山梨県	19209	北杜市	19209	北杜市	H18.3.15	10	840	2.2				1				1
						－	210～861	1.6								
						10	1,470	1.0								
						－	735	2.5								
						10	682	3.1								
						10	525	1.0								
山梨県	19407	小淵沢町				5	735	1.6								

NJS 環境経営工学研究所

市町村合併後における水道料金の統一状況（平成19年4月1日現在）：中部地方

注）基本水量、基本料金は家庭用又はφ13mmの場合

合併前			合併後（現在）														
													当面統一しない場合の統一時期				
都道府県	市町村コード	旧市町村	市町村コード	新市町村	合併年月日	基本水量（m3/月）	基本料金（税込）（円/月）	従量単価の逓増率（最大/最小）	備考	合併時に統一	統一しない	当面統一しない	H19年度当初まで（統一済）	H19年度を予定	H20年度以降を予定	未定
長野県	20201	長野市	20201	長野市	H17.1.1	－	840	6.3	水道料金、水道料金の減免、加入金及び配水負担金は、長野市の制度に統一する。ただし、大岡村の聖山高原簡易水道・たらら簡易水道及び鬼無里村別荘用水道の料金は現行のとおりとする。	1						
長野県	20502	大岡村														
長野県	20582	豊野町														
長野県	20586	戸隠村														
長野県	20587	鬼無里村														
長野県	20202	松本市	20202	松本市	H17.4.1	－	840	2.5	松本市と四賀村に同じ施設がある場合は現行のとおりを基本とする。			1				1
長野県	20443	四賀村				8	1,575	1.0								
長野県	20463	奈川村				10	1,680	1.0	上水道・簡易水道料金及び飲料水給水施設料金は当面の間現行のとおりとし、その間に統一について検討する。							
長野県	20464	安曇村				10	1,150	1.0								
長野県	20465	梓川村				8	1,500	1.0								
長野県	20205	飯田市	20205	飯田市	H17.10.1	8	1,008	1.1	簡易水道の料金は、飯田市の制度に統一し、合併後の使用分から適用する。	1						
長野県	20418	上村														
長野県	20419	南信濃村														
長野県	20211	中野市	20211	中野市	H17.4.1	－	504	3.1			1					
長野県	20601	豊田村				8	1,522	1.1								
長野県	20215	塩尻市	20215	塩尻市	H17.4.1	－	997	2.4	当面両市村の現行どおり。			1				1
長野県	20424	楢川村				10	1,470	1.2								
長野県	20217	佐久市	20217	佐久市	H17.4.1	－	630	1.9	望月町水道事業は、現行どおりとする。将来、新市において佐久水道企業団との調整を図る。使用料・新規加入金・開栓手数料は、H16年度中に改定を検討する。			1	1			
長野県	20301	臼田町														
長野県	20325	浅科村														
長野県	20322	望月町				～5 6～10	1,300 1,550	1.6								
長野県	20216	更埴市	20218	千曲市	H15.9.1	10	1,350	1.0	現行の水道料金とする。							
長野県	20501	上山田町														
長野県	20522	戸倉町														
長野県	20326	北御牧村	20219	東御市	H16.4.1	6	997	1.9		1						
長野県	20343	東部町														
長野県	20342	長門町	20350	長和町	H17.10.1	8	924	1.2	合併時に統一する。	1						
長野県	20347	和田村														
長野県	20421	木曽福島町	20432	木曽町	H17.11.1	10	1,680	1.3	合併時に統一する。	1						
長野県	20426	日義村														
長野県	20427	開田村														
長野県	20428	三岳村														
長野県	20461	豊科町	20220	安曇野市	H17.10.1	10	1,260	1.4	上水道使用料（一般用）は、当面の間、現行のとおりとし、合併後に事業及び計画等に基づき調整する。			1				1
長野県	20462	穂高町				10	1,570	1.0								
長野県	20466	三郷村				10	1,200	1.0								
長野県	20467	堀金村				7	1,020	1.0								
長野県	20441	明科町				10	1,835	1.0								
長野県	20584	牟礼村	20590	飯綱町	H17.10.1	8	1,250	1.3	各地区これまでどおり水道事業体ごとの料金。		1					
長野県	20585	三水村				8	1,655	1.1								
長野県	20444	本城村	20452	筑北村	H17.10.11	－	1,150	3.7		1						
長野県	20445	坂北村														
長野県	20447	坂井村														
長野県	20212	大町市	20212	大町市	H18.1.1	10	1,260	1.0	大町市上水道は現行のままとし、八坂村及び美麻村の簡易水道は、美麻村の例に統一する	1	1					
長野県	20483	八坂村				10	1,785	1.0								
長野県	20484	美麻村														
長野県	20407	阿智村	20407	阿智村	H18.1.1	－	－	－	5年間の経過措置後に阿智村の料金に合わせる。料金不明。			1			1	
長野県	20408	浪合村				－	－	－								
長野県	20203	上田市	20203	上田市	H18.3.6	－	661	3.4			1					
長野県	20341	丸子町				－	702	1.6								
長野県	20345	真田町				－	787	2.4								
						－	787	2.0								
長野県	20346	武石村				－	1,939	1.0								
						10	1,346	1.3								
長野県	20209	伊那市	20209	伊那市	H18.3.31	－	682	1.7	当面は、現行の料金体系とし、合併後6年目から統一料金となるよう調整を図る。			1			1	
長野県	20381	高遠町				10	1,841	1.2								
長野県	20387	長谷村				定額制¥1,841										
						10	2,789	1.0								
						10	1,700	1.4								

NJS 環境経営工学研究所

市町村合併後における水道料金の統一状況（平成19年4月1日現在）：中部地方

注）基本水量、基本料金は家庭用又はφ13mmの場合

合併前			合併後（現在）														
													当面統一しない場合の統一時期				
都道府県	市町村コード	旧市町村	市町村コード	新市町村	合併年月日	基本水量（m3/月）	基本料金（税込）（円/月）	従量単価の逓増率（最大/最小）	備考	合併時に統一	統一しない	当面統一しない	H19年度当初まで（統一済）	H19年度を予定	H20年度以降を予定	未定
岐阜県	21203	高山市	21203	高山市	H17.2.1	－	525	4.9	上水道は、高山市上水道の例によるが、新市移行後5年以内に統一する。簡易水道は、高山市の例により次のように調整する。久々野町は、H17年度の使用料から適用。久々野町、上宝村を除く町村は、新市移行後5年以内に段階的に調整し高山市の使用料に統一。上宝村は、新市における上宝町地域は新市移行後6年以内に、奥飛騨温泉郷地域は11年以内に高山市の使用料に統一し、それまでの間は別途料金体系を設定し調整する。一般用以外の用途区分は高山市の例による。			1			1	
岐阜県	21601	丹生川村															
岐阜県	21602	清見村															
岐阜県	21603	荘川村															
岐阜県	21605	宮村															
岐阜県	21606	久々野町															
岐阜県	21607	朝日村															
岐阜県	21608	高根村															
岐阜県	21622	国府町															
岐阜県	21626	上宝村				－	1,575	2.0									
						－	1,575	1.3									
岐阜県	21205	関市	21205	関市	H17.2.7	10	520	1.6	上水道料金及び簡易水道料金は、経営審議会等により検討し、合併後3年を目途に関市の上水道料金に統一するよう調整する。	1						
岐阜県	21461	洞戸村															
岐阜県	21462	板取村															
岐阜県	21463	武芸川町															
岐阜県	21464	武儀町															
岐阜県	21465	上之保村															
長野県	20431	山口村	21206	中津川市	H17.2.13	－	1,267	1.8	上水道、簡易水道の水道料金及び加入分担金は、現行のまま中津川市に引き継ぎ、水道事業経営審議会等において十分検討し、負担の公平性、健全経営を目指し速やかに調整する。当分の間旧町の条例による（市水道条例附則）。左は条例に掲載された統一後の料金。			1				1
岐阜県	21206	中津川市															
岐阜県	21561	坂下町															
岐阜県	21562	川上村															
岐阜県	21563	加子母村				－	525	3.4									
岐阜県	21564	付知町															
岐阜県	21565	福岡町															
岐阜県	21566	蛭川村															
岐阜県	21210	恵那市	21210	恵那市	H16.10.25	－	1,312	3.1	現在整備中の団体があるため，現行のまま新市に引き継ぎ，健全経営を目指し速やかに調整する。左はH19.6.1以降の改定料金。			1				1
岐阜県	21567	岩村町				－	1,186	3.1									
岐阜県	21568	山岡町															
岐阜県	21569	明智町															
岐阜県	21570	串原村															
岐阜県	21571	上矢作町															
岐阜県	21213	各務原市	21213	各務原市	H16.11.1	－	1,491	3.5		1						
岐阜県	21301	川島町														
岐阜県	21214	可児市	21214	可児市	H17.5.1	－	787	2.2	合併時に可児市に統一。	1						
岐阜県	21523	兼山町														
岐阜県	21481	八幡町	21219	郡上市	H16.3.1	8	945	1.0	H21.3.31まで段階的に調整し、H21.4.1から統一。			1			1	
岐阜県	21482	大和町				10	1,260	1.0								
岐阜県	21483	白鳥町				10	630	1.0								
岐阜県	21484	高鷲村				10	945	1.1								
岐阜県	21485	美並村				10	1,260	0.9								
岐阜県	21486	明宝村				10	955	1.0								
岐阜県	21487	和良村				10	992	1.2								
岐阜県	21581	萩原町	21220	下呂市	H16.3.1	18	2,268	1.0	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、企業会計としての経営健全を目指し、合併後5年以内に見直しをする			1			1	
岐阜県	21582	小坂町				10	1,500	1.0								
岐阜県	21583	下呂町				10	1,120	1.0								
岐阜県	21584	金山町				8	1,121	1.0								
岐阜県	21585	馬瀬村				20	2,268	1.0								
岐阜県	21321	海津町	21221	海津市	H17.3.28	10	1,470	1.0	合併3年後に適正な価格を定めて統一する。			1			1	
岐阜県	21322	平田町				10	1,470	1.0								
岐阜県	21323	南濃町				10	997	1.0								
岐阜県	21201	岐阜市	21201	岐阜市	H18.1.1	10	693	1.0	当面現行のとおりとし、統一に向け調整を図る。			1				1
岐阜県	21304	柳津町				10	577	1.0								
岐阜県	21204	多治見市	21204	多治見市	H18.1.23	－	672	3.1	合併の日の属する月の翌月に統一する。	1						
岐阜県	21541	笠原町														
岐阜県	21202	大垣市	21202	大垣市	H18.3.27	8	735	1.0	当面現行のとおりとし、新市において水道及び簡易水道の料金体系等を検討するよう調整する。			1				1
岐阜県	21342	上石津町				10	787	1.0								
岐阜県	21384	墨俣町														

NJS 環境経営工学研究所

市町村合併後における水道料金の統一状況（平成19年4月1日現在）：中部地方

注）基本水量、基本料金は家庭用又はφ13mmの場合

合併前			合併後（現在）													
												当面統一しない場合の統一時期				
都道府県	市町村コード	旧市町村	市町村コード	新市町村	合併年月日	基本水量（m3/月）	基本料金（税込）（円/月）	従量単価の逓増率（最大/最小）	備考	合併時に統一	統一しない	当面統一しない	H19年度当初まで（統一済）	H19年度を予定	H20年度以降を予定	未定
静岡県	22201	静岡市	22100	静岡市	H15.4.1	－	430	3.3	合併後もそれぞれの体系がそのまま引き継がれているが、料金の統一はなるべく早い時期に実施。			1				1
静岡県	22204	清水市				10	682	1.8								
						10	840	1.5								
静岡県	22211	磐田市	22211	磐田市	H17.4.1	10	871	1.4	現行のとおりとする。ただし、新市において策定する水道事業計画に基づき、5年以内に見直しを図る。			1			1	
静岡県	22482	福田町				10	840	1.2								
静岡県	22483	竜洋町				10	945	1.3								
静岡県	22484	豊田町				10	882	1.0								
静岡県	22485	豊岡村				10	1,260	1.1								
静岡県	22213	掛川市	22213	掛川市	H17.4.1	8	1,008	1.2	合併時はそれぞれ現行のとおりとし、新市における水道事業計画を策定した上で、統一に向け調整する。			1				1
						10	1,500	1.0								
						10	1,700	1.0								
静岡県	22442	大須賀町				10	1,900	1.0								
						20	1,800	1.0								
静岡県	22447	大東町				10	1,470	1.0								
						10	1,260	1.0								
静岡県	22216	袋井市	22216	袋井市	H17.4.1	10	787	1.6	上水道は合併時は現行のとおりとし、新市における給水及び水利用の状況を踏まえ、合併後5年度以内に再編する。簡易水道は現行のとおり。			1			1	
						10	600	1.0								
静岡県	22481	浅羽町				10	1,029	1.2								
静岡県	22202	浜松市	22202	浜松市	H17.7.1	10	1,155	1.8	新市の水道事業計画を策定する中で見直しを行い、合併後5年間を目標に段階的に調整を行う。ただし、原則として2年間は現行のとおりとする。公営簡易水道についても同じ扱いとする。			1			1	
静岡県	22217	天竜市				10	1,050	1.2								
静岡県	22218	浜北市				10	1,092	1.8								
静岡県	22462	春野町				10	950	1.0								
静岡県	22486	龍山村				8	1,732	1.0								
静岡県	22487	佐久間町				8	1,575	1.0								
静岡県	22488	水窪町				8	1,417	1.0								
静岡県	22502	舞阪町				10	1,575	1.0								
静岡県	22505	雄踏町				10	1,050	1.2								
静岡県	22521	細江町				8	1,050	1.0								
静岡県	22522	引佐町				－	829	1.4								
静岡県	22523	三ケ日町				－	630	2.7								
静岡県	22322	修繕寺町	22222	伊豆市	H16.4.1	5	446	1.1	現行のとおりとし、早急に新市の水道審議会において審議する。なお、料金の納期は合併時に隔月とする。			1				1
静岡県	22324	土肥町				10	525	1.0								
						10	1,260	1.0								
静岡県	22328	天城湯ヶ島町				10	1,155	1.0								
						10	1,260	1.0								
静岡県	22329	中伊豆町				定額制¥1,260										
静岡県	22321	伊豆長岡町	22225	伊豆の国市	H17.4.1	10	630	1.2	旧町の制度のとおり変更なし。		1					
静岡県	22326	韮山町				10	735	1.8								
静岡県	22327	大仁町				10	441	1.5								
静岡県	22427	中川根町	22429	川根本町	H17.9.20	10	997	1.2	現行のとおりとする。		1					
静岡県	22428	本川根町				10	1,050	1.0								
静岡県	22422	相良町	22226	牧之原市	H17.10.11	10	1,470	1.3	水道料金は現行のとおり存続し、できるだけ早い時期に統一する。ただし、合併時に格差是正のため若干の調整を実施。			1				1
静岡県	22423	榛原町				10	1,470	1.2								
静岡県	22100	静岡市	22100	静岡市	H18.3.31	10	430	3.3	合併後当面の間現行のとおりとし、速やかに静岡市全体としての統一に向け調整を図る。			1				1
						10	682	1.8								
						10	840	1.5								
静岡県	22382	蒲原町				―	420	3.3								

NJS 環境経営工学研究所

市町村合併後における水道料金の統一状況（平成19年4月1日現在）：中部地方

注）基本水量、基本料金は家庭用又はφ13mmの場合

合併前			合併後（現在）														
													当面統一しない場合の統一時期				
都道府県	市町村コード	旧市町村	市町村コード	新市町村	合併年月日	基本水量（m3/月）	基本料金（税込）（円/月）	従量単価の逓増率（最大/最小）	備考	合併時に統一	統一しない	当面統一しない	H19年度当初まで（統一済）	H19年度を予定	H20年度以降を予定	未定
愛知県	23220	稲沢市	23220	稲沢市	H17.4.1	－	735	4.5	旧稲沢中島広域事務組合を含む。	1						
愛知県	23401	祖父江町														
愛知県	23402	平和町														
愛知県	23221	新城市	23221	新城市	H17.10.1	－	777	3.8	当面現行のとおりとし、早期に検討する。			1				1
						10	1,580	1.0								
愛知県	23581	鳳来町				10	1,050	1.0								
						10	840	1.0								
愛知県	23582	作手村				定額制¥2,500										
愛知県	23231	田原市	23231	田原市	H17.10.1	－	892	2.8	田原市の制度に統一するが、合併年度及びこれに続く2年度は現行のとおりとする。			1			1	
愛知県	23623	渥美町				－	1,050	2.9								
愛知県	23341	西枇杷島町	23233	清須市	H17.7.7	10	740	1.4	清洲町区域の料金は、西枇杷島町及び新川町の例によるものとする。	1						
愛知県	23346	清洲町														
愛知県	23347	新川町														
愛知県	23561	設楽町	23561	設楽町	H17.10.1	5	945	1.0	現行のとおり新町に引き継ぐ。		1					
						8	1,575	1.0								
愛知県	23565	津具村				10	1,433	1.0								
愛知県	23563	豊根村	23563	豊根村	H17.11.27	－	1,050	4.0		1						
愛知県	23345	富山村														
愛知県	23202	岡崎市	23202	岡崎市	H18.1.1	－	546	3.1	合併時に岡崎市の制度に統一する。	1						
愛知県	23502	額田町														
愛知県	23207	豊川市	23207	豊川市	H18.2.1	－	630	4.2	合併年度は現行料金とし、H18年度から豊川市の料金に統一する。			1	1			
愛知県	23602	一宮町														
愛知県	23343	師勝町	23234	北名古屋市	H18.3.20	－	735	3.8		1						
愛知県	23344	西春町														
愛知県	23426	十四山村	23235	弥富市	H18.4.1	－	－	－	HPに記載なく不明							
愛知県	23428	弥富町														